

会計検査院規則第三号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

会計検査院長 森田 祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「学長」の下に「又は理事長」を加える。

第八十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により計算証明情報を送信するときは、次の各号に掲げる証明責任者の区分に応じ

、それぞれ当該各号に定める識別符号及び暗証符号を証明責任者の使用に係る電子計算機から入力し、送信しなければならない。

一 第二章及び第三章に規定する証明責任者 第一項に規定する基準の定めるところにより設定された識別符号及び暗証符号

二 第四章に規定する証明責任者 第八十八条第二項の規定により付与された識別符号及び暗証符

号

第八十九条を次のように改める。

第八十九条 削除

第九十条第一号中「前条第二項に規定する電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて同条第四項に規定する電子証明書を計算証明情報と併せて」を「第八十七条第一項に規定する基準の定めるところにより設定された識別符号及び暗証符号を証明責任者の使用に係る電子計算機から入力し、」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

改正案

現行

傍線部分が改正箇所

第二章 国の会計事務を処理する職員の計算証明

(略)

第三章 国庫金及び有価証券を取り扱う日本銀行の計算証明

(略)

第四章 出資法人等の計算証明

第一節 通則

(通則)

第六十九条 会計検査院法第二十二号第五号、第六号及び第二十三号第一項第二号から第七号まで並びに他の法律の規定により会計検査院の検査を受けるもの（以下「出資法人等の会計」という。）の証明責任者、証明期間及び計算証明書類に関しては、この章の定めるところによる。

第三節 国立大学法人等の計算証明

(国立大学法人等の証明責任者、証明期間及び計算書類等)

第七十六条 国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十号）第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。）の会計については、証明責任者は、国立大学法人（同条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）にあっては学長又は理事長、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）にあっては機構長とし、証明期間は、一月とする。

2 計算書は、合計残高試算表とする。

3 次条から第八十一条までに定めるもののほか、前項の計算書の証拠書類その他会計検査院に提出しなければならない書類については、会計検査院が別に指定する。

(合計残高試算表の添付書類)

第七十七条 合計残高試算表には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 単位別に会計を区分して経理している場合において、単位別の合計残高試算表を作成しているときは、当該合計残高試算表
- 二 仮払金及び仮受金の勘定内訳表

第二章 国の会計事務を処理する職員の計算証明

(同上)

第三章 国庫金及び有価証券を取り扱う日本銀行の計算証明

(同上)

第四章 出資法人等の計算証明

第一節 通則

(通則)

第六十九条 (同上)

第三節 国立大学法人等の計算証明

(国立大学法人等の証明責任者、証明期間及び計算書類等)

第七十六条 国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十号）第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。）の会計については、証明責任者は、国立大学法人（同条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）にあっては学長、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）にあっては機構長とし、証明期間は、一月とする。

2 (同上)

3 (同上)

(合計残高試算表の添付書類)

第七十七条 (同上)

- 一 (同上)
- 二 (同上)

<p>三 契約一覧表（第十号書式）</p> <p>2 前項の書類のほか、国立大学法人法第三十四条に規定する長期借入金又は債券の償還計画を立て、文部科学大臣の認可を受けたときは、毎事業年度の最初の月の合計残高試算表に、これを添付しなければならない。償還計画に変更があったときは、変更後の償還計画をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。</p> <p>3 前二項の書類のほか、国立大学法人法第三十二条第二項の規定による納付金を国庫に納付したときは、国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第五条第一項本文に規定する書類をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。</p> <p>（中期計画等）</p> <p>第八十条 国立大学法人法第三十一条第一項に規定する中期計画を作成し、文部科学大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、これを会計検査院に提出しなければならない。中期計画に変更があったときも、同様とする。</p>	<p>三（同上）</p> <p>2（同上）</p>
<p>2 国立大学法人法第三十五条において読み替えて準用する通則法（以下「準用通則法」という。）第三十一条第一項に規定する年度計画を定め、文部科学大臣に届け出たときは、遅滞なく、これを会計検査院に提出しなければならない。年度計画に変更があったときも、同様とする。</p> <p>3 国立大学法人法第三十一条の二第二項に規定する報告書を作成したときは、各事業年度終了後三月以内に会計検査院に到達するように提出しなければならない。</p> <p>（財務諸表及びその添付書類）</p> <p>第八十一条 準用通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表を作成し、文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、これを会計検査院に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の財務諸表には、準用通則法第三十八条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告及び会計監査報告を添付しなければならない。</p> <p>第五章 電子情報処理組織を使用して計算証明をする場合の特則</p> <p>第八十六条 電子情報処理組織を使用した計算証明</p> <p>（電子情報処理組織を使用した計算証明）</p> <p>第八十六条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法により計算証明をする場合については、この章の定めるところによる。</p> <p>第八十六条の二 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する会計検査院</p>	<p>2（同上）</p> <p>3（同上）</p> <p>3（同上）</p> <p>（財務諸表及びその添付書類）</p> <p>第八十一条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>第五章 電子情報処理組織を使用して計算証明をする場合の特則</p> <p>（電子情報処理組織を使用した計算証明）</p> <p>第八十六条（同上）</p> <p>第八十六条の二（同上）</p>

規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と証明責任者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 前項に規定する証明責任者の使用に係る電子計算機は、会計検査院の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（電子情報処理組織を使用した計算証明の方法）  
第八十七条 電子情報処理組織を使用して計算証明をするときは、会計検査院の定める基準に従い、計算証明書類に記載すべき事項に係る情報（以下「計算証明情報」という。）を証明責任者の使用に係る電子計算機から入力し、送信しなければならない。

2 会計検査院は、前項に規定する基準を定めたときは、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

3 第一項の規定により計算証明情報を送信するときは、次の各号に掲げる証明責任者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める識別符号及び暗証符号を証明責任者の使用に係る電子計算機から入力し、送信しなければならない。

一 第二章及び第三章に規定する証明責任者 第一項に規定する基準の定めるところにより設定された識別符号及び暗証符号

二 第四章に規定する証明責任者 第八十八条第二項の規定により付与された識別符号及び暗証符号

4 第一項の規定により計算証明情報を送信するときは、送信する計算証明情報の内容を明らかにした資料を添付しなければならない。ただし、計算証明情報の内容を明らかにした情報が、ファイルの名称等から明らかであるときは、この限りでない。

（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）  
第八十七条の二（略）

（事前届出）  
第八十八条 電子情報処理組織を使用して計算証明をしようとする証明責任者（第四章に規定する証明責任者に限る。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書をあらかじめ会計検査院に提出しなければならない。

- 一 法人の名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）

2 （同上）

（電子情報処理組織を使用した計算証明の方法）  
第八十七条 （同上）

2 （同上）

（新設）

3 （同上）

（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）  
第八十七条の二 （同上）

（事前届出）  
第八十八条 （同上）

一 （同上）

- 二 証明責任者の役職及び氏名
- 三 電子情報処理組織の使用を開始する時期
- 四 その他参考となるべき事項
- 2 会計検査院は、前項の届出書の提出があつたときは、当該届出をした証明責任者に識別符号及び暗証符号を付与するものとする。
- 3 (略)

第八十九条 削除

(署名等に代わる措置)  
第九十条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて会計検査院規則で定めるものは、次の各号に掲げる証明責任者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 2 (同上)

3 (略)  
(電子署名等)

第八十九条 電子情報処理組織を使用して計算証明情報を送信するときは、次の各号に掲げる証明責任者の区分に応じ、当該各号に定める措置を行わなければならない。

- 一 第二章及び第三章に規定する証明責任者 計算証明情報に電子署名を行う措置
- 二 第四章に規定する証明責任者 前条第二項の規定により付与された識別符号及び暗証符号を証明責任者の使用に係る電子計算機から入力し、送信する措置
- 2 前項第一号に規定する電子署名は、電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する要件に該当する電子署名とする。
- 3 第一項第一号の規定により電子署名が行われた計算証明情報を会計検査院に送信するときは、当該電子署名を行った証明責任者を確認するために必要な事項を証する情報(以下「電子証明書」という。)を併せて送信しなければならない。
- 4 電子証明書は、会計検査院の使用に係る電子計算機において識別することができらるものであつて、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 政府認証基盤(複数の認証局によって構成される認証基盤であつて、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。)における政府共用認証局が作成したものであるもの
  - 二 政府認証基盤におけるブリッジ認証局(政府認証基盤を構成する認証局であつて、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。)と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの

(署名等に代わる措置)  
第九十条 (同上)

一 第二章及び第三章に規定する証明責任者 第八十七条第一項に規定する基準の定めるところにより設定された識別符号及び暗証符号を証明責任者の使用に係る電子計算機から入力し、送信する措置

二 第四章に規定する証明責任者 第八十八条第二項の規定により付与された識別符号及び暗証符号を証明責任者の使用に係る電子計算機から入力し、送信する措置

一 第二章及び第三章に規定する証明責任者 前条第二項に規定する電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて同条第四項に規定する電子証明書を計算証明情報と併せて送信する措置

二 (同上)